

昇試に役立つ擬律判断シリーズ

一目でわかる
「○○法違反」

～道交法、
覚醒剤取締法違反等編～

条文が離れたところであって
読みづらい！
そんな煩わしさを解決しました。

車両等提供罪【酒気帯び運転（117の2の2 I ④）】

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

65 II：何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

117の2の2 I：次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

④：第65条（酒気帯び運転等の禁止）第2項の規定に違反した者（当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第1項第2号に該当する場合を除く。）

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

要件①	要件②	その他
酒気を帯びている者で、車両等を運転することとなるおそれがあるものに	車両等の運転	車両等の提供を受けた者が酒気帯び運転をした

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×

成立要件などを
サクッと確認できます。

実務でよく使う
事項に絞って
まとめました。



本書の使い方	02
Chapter 01 性的姿態撮影等処罰法	
性的姿態等撮影罪 (2 I ①)	06
性的姿態等撮影罪 (2 I ②)	08
性的姿態等撮影罪 (2 I ③)	10
性的姿態等撮影罪 (2 I ④)	11
性的影像記録等提供罪 (3 I)	12
性的影像記録提供等罪 (3 II)	13
性的影像記録保管罪 (4)	14
性的姿態等影像送信罪 (5 I ①)	15
性的姿態等影像送信罪 (5 I ②)	16
性的姿態等影像送信罪 (5 I ③)	18
性的姿態等影像送信罪 (5 I ④)	19
性的姿態等影像送信罪 (5 II)	20
性的姿態等影像記録罪 (6 I)	21
Chapter 02 覚醒剤取締法	
覚醒剤輸入・輸出の罪 (41)	22
覚醒剤製造の罪 (41)	23
覚醒剤所持の罪 (41の2)	24
覚醒剤譲渡し・譲受けの罪 (41の2)	25
覚醒剤使用の罪 (41の3 I ①、II)	26
覚醒剤譲渡等周旋罪 (41の11)	28
Chapter 03 大麻草の栽培の規制に関する法律	
大麻草栽培罪 (24)	29
資金提供等罪 (24の4)	30
Chapter 04 麻薬及び向精神薬取締法	
ジアセチルモルヒネ等以外麻薬所持罪 (66 I)	31
ジアセチルモルヒネ等以外麻薬の製剤、 小分け、譲渡し、譲受け罪 (66 I)	33
ジアセチルモルヒネ等以外麻薬の輸出入、 製造等罪 (65 I)	35

シアセチルモルヒネ等以外麻薬の営利目的輸出入、 製造等罪 (65 II)	36
麻薬施用等罪 (66の2 I)	37
麻薬の営利目的施用等罪 (66の2 II)	39

Chapter 05 道路交通法

救護措置義務違反 (117 I)	40
救護措置義務違反 (117 II)	41
救護措置義務違反 (117 III)	42
事故不申告罪 (119 I ⑰)	43
酒酔い運転罪 (117の2 I ①)	44
車両等提供罪 (117の2 I ②)	45
酒類提供罪 (117の2の2 I ⑤)	46
要求・依頼同乗罪 (117の2の2 I ⑥)	47
酒気帯び運転罪 (117の2の2 I ③)	48
車両等提供罪 (117の2の2 I ④)	49
酒類提供罪 (117の3の2 ②)	50
要求・依頼同乗罪 (117の3の2 ③)	51
飲酒検知拒否等罪 (118の2)	53
無免許運転罪 (117の2の2 I ①)	54
車両等提供罪 (無免許運転幫助行為、117の2の2 I ②)	55
車両同乗罪 (無免許運転幫助行為、117の3の2 ①)	56
妨害運転 (著しい交通の危険、117の2 I ④)	57
妨害運転 (交通の危険のおそれ、117の2の2 I ⑧)	58
過失処罰 (119 III)	60

Chapter 06 自動車運転死傷処罰法

危険運転致死傷 (飲酒等影響、2 ①)	61
危険運転致死傷 (高速度、2 ②)	62
危険運転致死傷 (無技能、2 ③)	63
危険運転致死傷 (妨害行為、2 ④)	64
危険運転致死傷 (前方停止、2 ⑤)	66
危険運転致死傷 (高速道路前方停止、2 ⑥)	67
危険運転致死傷 (赤信号無視、2 ⑦)	68
危険運転致死傷 (通行禁止道路進行、2 ⑧)	69
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪 (4)	70

Chapter 07	道路運送車両法	
	自動車登録義務違反 (108①)	72
	検査義務違反 (108①)	73
	検査証備付け・検査標章表示義務違反 (109⑨)	74
	登録番号標表示義務違反 (自動車、109①)	75
	車両番号標表示義務違反 (二輪の小型自動車等、109①)	76
	自動車登録番号票の封印等取付け義務違反 (108①、109①)	77
	自動車登録番号の偽造等罪 (106)	79
Chapter 08	出入国管理及び難民認定法①	
	不法入国罪 (70 I ①)	80
	不法上陸罪 (70 I ②)	81
	不法残留罪 (70 I ⑤)	83
	仮上陸許可条件違反 (70 I ⑥)	84
	特例上陸許可者の不法残留罪 (70 I ⑦)	85
	不法在留罪 (70 II)	86
	資格外活動罪 (73)	87
	不法就労助長罪 (73の2 I)	88
	在留カード偽造罪 (73の3 I)	90
	偽造在留カード行使罪 (73の3 II)	91
	偽造在留カード提供等罪 (73の3 III)	92
	偽造在留カード所持罪 (73の4)	93
	他人名義在留カード行使罪 (73の6 I ①)	94
	他人名義在留カード提供等罪 (73の6 I ②)	95

* 正式名称は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律という。

性的姿態等撮影罪 (2 I ①)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

2 I : 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等 (以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの (以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
- イ 人の性的な部位 (性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着 (通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
- ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等……がされている間における人の姿態

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

要件①	要件②	要件③
正当な理由がないのに	ひそかに	対象性的姿態等を撮影すること

※法2条1項は、条文上、同項1号から3号では「対象性的姿態等」を客体としている。これは、撮影対象者が自ら性的な姿態を見せることを認識しながら性的な姿態を露出するなどした場合については、処罰の対象外として除外する趣旨である。

これに対して、同項4号は、撮影対象者が自ら露出するなどしたものも含め、「性的姿態等」を客体としている。16歳未満の者は、(13歳以上16歳未満であるときは5歳以上年長の行為者との関係では)性的な姿態の撮影に同意できる能力がないと考えられるからである。



STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
未遂処罰	○(2Ⅱ)

性的姿態等撮影罪 (2 I ②)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

2 I : 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- ② 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

刑法176 I : 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する。

- ① 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。
- ② 心身の障害を生じさせること又はそれが あること。
- ③ アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。
- ④ 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- ⑤ 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- ⑥ 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれが あること。
- ⑧ 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

要件①	要件②	要件③
刑法176条1項各号に掲げる行為・事由 (その他これらに類する行為・事由)	同意しない意思を形成・ 表明・全うが 困難な状態	対象性的姿態等を 撮影すること

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
未遂処罰	○(2 II)

性的姿態等撮影罪 (2 I ③)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

2 I : 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- ③ 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

要件①	要件②
行為の性質が性的なものではないとの誤信 or 特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信	対象性的姿態等を撮影すること

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
未遂処罰	○(2 II)

性的姿態等撮影罪 (2 I ④)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

2 I : 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- ④ 正当な理由がないのに、13歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は13歳以上16歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

要件①	要件②	要件③
正当な理由がないのに	16歳未満の者(相手が13歳以上16歳未満である場合は行為者が5歳以上年長であるとき)の	性的姿態等を撮影すること

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×
未遂処罰	○(2 II)

性的影像記録等提供罪（3 I）

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

3 I：性的影像記録（前条第1項各号に掲げる行為若しくは第6条第1項の行為により生成された電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部……を複写したものをいう。……）を提供した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

2：次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる……性的姿態等……を撮影する行為イ～ロ（省略）
- ② 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
- ③ 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
- ④ 正当な理由がないのに、13歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は13歳以上16歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

6 I：情を知って、前条第1項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

客体	行為
性的影像記録（性的姿態等撮影罪や性的姿態等影像記録罪に係る行為によって生成されたもの）	提供すること

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×

性的影像記録提供等罪（3 II）

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

3 II : 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

客体	行為
性的影像記録	不特定or多数の者に提供すること or 公然と陳列すること

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	5年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×



性的影像記録保管罪（4）

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

4：前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

3 I：性的影像記録（前条第1項各号に掲げる行為若しくは第6条第1項の行為により生成された電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部……を複写したものをいう。……）を提供した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処する。

II：性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

目的	行為
性的影像記録提供等の目的	性的影像記録を保管すること

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	3年
緊急逮捕	×
裁判員裁判	×

性的姿態等影像送信罪 (5 I ①)

STEP 1 >>> 条文を確認しよう

5 I : 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に処する。

- ① 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。次号及び第3号において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為

STEP 2 >>> 成立要件を確認しよう

要件①	要件②	要件③
正当な理由がないのに	不特定 or 多数の者に対し	送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像を送信すること ※本条では、影像が一旦記録される過程を経ない、いわゆるライブストリーミングでリアルタイムに性的な姿態の影像を送る行為が処罰対象である

※法5条1項は、条文上、同項1号から3号では「対象性的姿態等」を客体としている。これは、撮影対象者が自らの性的な姿態を見せることを認識しながら性的な姿態を露出するなどした場合については、処罰の対象外として除外する趣旨である。

これに対して、同項4号では、撮影対象者が自ら露出するなどしたものも含め、「性的姿態等」を客体としている。16歳未満の者は、(13歳以上16歳未満であるときは5歳以上年長の行為者との関係では)性的な姿態の撮影に同意できる能力がないと考えられるからである。

STEP 3 >>> 公訴時効期間や緊急逮捕の可否などを確認しよう

公訴時効	5年
緊急逮捕	○
裁判員裁判	×